

#### 4 禁止行為

- (1) ボール・おもちゃ・道具など全ての運動用具の利用及び持ち込み・設置
- (2) 出入口の二重門扉の同時閉鎖（同時に閉鎖すると犬が飛び出す危険があるため、一箇所ずつ閉鎖し、必ず一箇所は閉まっていることを確認するようお願いいたします）
- (3) マウンティングすること
- (4) 飼い犬や他の犬へのエサ、おやつ等の給餌
- (5) ベビーカーやドッグキャリヤー、イスなどの工作物、シートの持ち込み
- (6) 犬以外のペットの入場
- (7) 犬だけをドッグランに放置したり、目を離したりする行為
- (8) ドッグラン内での飲食、飲酒（水分補給は除く）
- (9) 喫煙（公園内は全面禁煙です。）
- (10) 訓練士などの営業活動や、許可のない集団での利用や特定グループによる独占的利用
- (11) 犬のブラッシングやトリミング、シャンプー
- (12) 人のみでの入場
- (13) フレキシブルリード・ロングリードを伸ばしての利用
- (14) チラシや物品配布・販売といった営利目的の利用や営業活動、広告宣伝行為、政治活動、宗教活動
- (15) 無許可の雑誌・TVなどの取材・撮影及び個人肖像権に抵触する撮影
- (16) 水遊びや水道を出しっぱなしにしての利用
- (17) その他、管理者が管理運営上支障となると認めた行為

#### 5 遵守事項

- (1) ドッグランに入場する際は、必ず登録証を携帯し、見える位置に身につけてください。
- (2) 登録証の譲渡や貸借は一切できません。未登録の犬を入場させることのないよう、扉についている錠の暗証番号を他に伝えることや、公表することのないようにしてください。
- (3) 犬の糞尿、吐しゃ物等の処理
  - ・糞や吐しゃ物などの汚物は飼い主が速やかに回収し、責任をもって持ち帰って処分してください。
  - ・汚物は公園の飲料用ごみ箱やトイレに捨てないでください。
  - ・尿をした後は速やかに水で洗い流してください。
  - ・糞をしたことに気づかない飼い主を見かけたら声をかけてください。
- (4) 犬のコントロール
  - ・場内では、スマートフォンを見続ける・話しこむ・座り込むことなく、犬から目を離さないようにし、興奮状態などに陥った際は、直ちに制止させてください。
  - ・犬が「マウンティング」、「追い回し」、「吠え続ける」など、他の犬や人に迷惑を及ぼす状況が発生した場合、飼い主は速やかに制止させてください。
  - ・飼い主の指示を聞かない犬は、リードを外さないでください。
  - ・噛み癖のある犬は口輪をつけてください。
- (5) ドッグランは犬の運動場です。犬との接触、飛びつきなどにより転倒・ケガの危険があります。（走り回るとは犬を挑発する行為になり危険です）
- (6) 事故が発生した場合は全て自己責任です。利用者はよく考えた上でご利用ください。
- (7) ハイヒール・固い靴底の靴・ローラーシューズ等での入場はご遠慮ください。
- (8) 犬に壊されたり、汚されたりして困るものの着用・持ち込みはご遠慮ください。
- (9) 混雑時は場外でお待ちください（小型犬10頭程度、中・大型犬5頭程度）。
- (10) 持ち物はベンチなどに置かず、お持ちになってください。
- (11) 他の公園利用者に迷惑のかかる行為はおやめください。

## 6 利用者間のトラブルの解決

- (1) ドッグラン内やその周辺で発生した利用者同士のトラブルは、当事者同士で誠心誠意よく話し合って解決してください。管理者は一切責任を負いません。
- (2) 人、犬いずれにおいても事故・怪我・病気感染・寄生虫感染等、全てにおいて自己の責任であることを了承のうえで、ご利用ください。
- (3) いかなる場合も、管理者は利用者の個人情報をお伝え出来ませんので必要に応じて、お互いの連絡先を交換するなどご対応ください。
- (4) 人に危害を加えた場合は、飼い主は適切な応急処置及び新たな事故の発生を防止する措置をとり、速やかに総合公園管理事務所（0797-25-2023）へ連絡してください。また、兵庫県動物の愛護及び管理に関する条例第十五条に基づき、速やかに「兵庫県動物愛護センター（06-6432-4599）（受付時間：平日9時～17時45分）」へ連絡してください。

## 7 規約の変更

必要に応じて、「芦屋市総合公園ドッグラン利用規約」を変更することがあります。

## 8 個人情報

- (1) 利用登録にあたり、ご提出いただいた個人情報に関しては、ドッグランの管理、登録以外の目的には利用いたしません。
- (2) 個人情報に関して、閲覧の要望がありましても、警察などの公的機関以外への提出はいたしません。

## 9 利用登録の抹消、退会

- (1) 利用規約に違反する行為、その他の迷惑行為等があり、管理者等の指導に従っていただけない場合、管理者の判断で利用登録を抹消することがあります。
- (2) 利用登録に虚偽の内容があった場合は、登録抹消となります。
- (3) 有効期限を待たず、自主的に退会を希望される場合は、管理者までお申し出ください。

## 10 その他

- (1) 休園日以外は毎日定期的に管理者が巡回し施設の状況を確認しておりますが、施設が破損している場合や、登録証を身につけていない利用者を見つけた場合は、速やかに管理者に連絡してください。
- (2) 利用中に糞やごみ、土の乱れ等を確認した場合は、簡易清掃を行うなどの施設内美化にご協力ください。
- (3) 利用できない日など施設利用に関する情報は、出入口付近に掲示するほか、総合公園管理事務所・総合公園のホームページ・LINE等でお知らせします。利用時には必ずご確認ください。

芦屋市公園管理者  
芦屋市総合公園管理事務所  
0797-25-2023